

定 款

北海道齒科産業株式会社

北海道歯科産業株式会社 定 款

(2022 年 6 月 15 日改訂)

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、北海道歯科産業株式会社と称し、英文では Hokkaido Shika Sangyo Co. , Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 歯科用医療機器・歯科材料の販売
2. 医療機器・医薬品の販売
3. 動物用医療機器・動物用医薬品の販売
4. 毒物・劇物の販売
5. 医療用酸素・亜酸化窒素の販売
6. 医療機器の賃貸
7. 高度管理医療機器等の販売及び賃貸
8. 中古医療機器の販売
9. 医療機器の保守点検・整備・修理・保管管理業務
10. 医療用器材の物品管理・消毒・滅菌業務の受託事業
11. 医療機関運営に関わるコンサルティング事業
12. 医療用システム・在庫管理・基幹システムの開発、設計及び販売
13. 不動産の売買・賃貸仲介、管理業務及び不動産に関するコンサルティング事業
14. 清掃用機械・器具・消耗品の販売
15. 健康器具・美容器具の販売
16. パンフレット・チラシ・名刺・診療券等の企画、製作及び販売
17. ホームページ等の Web デザイン製作及び販売
18. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を札幌市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

(機関構成)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会及び監査役を設置する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、19, 200, 000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得する

ことができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月20日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することがで

きる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第18条 当会社の取締役は、5名以内とする。

（取締役の選任）

第19条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び役付取締役）

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

（取締役会の決議の省略）

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規則）

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役の報酬等）

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役の賠償責任を免除することができる。但し、当該決議に基づく賠償責任の免除額は、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とする。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の取締役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査役

（監査役の員数）

第28条 監査役の員数は、2名以内とする。

（監査役の選任）

第29条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役の報酬等）

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役の賠償責任を免除することができる。但し、当該決議に基づく賠償責任の免除額は、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とする。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の監査役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第6章 計 算

（事業年度）

第33条 当社の事業年度は、毎年3月21日から翌年3月20日までの1年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月20日とする。

（中間配当）

第35条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月20日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当の除斥期間）

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

実施時期	2019年	11月	7日（施行）
改訂	2018年	9月	3日
	2019年	11月	6日
	2019年	11月	7日
	2022年	6月	15日